

須須神社所蔵文書 翻刻・現代語訳

〔凡例〕

* 翻刻の字体は原本通りを原則とし、現代語訳では一部の地名・人名等を除き新字体に改めました。

* 翻刻・現代語訳の改行位置は原本と異なる場合があります。

* () は翻刻者の注記です。

* 判読不能な文字は、一文字につき□で表記し、文字数不明の場合は「」で表記しています。該当する文字が推測できる場合は、横に「」で記載、または「」内に記載しました。

* 割注（一行を分割して二行で記載された箇所）は「〜」で表示しました。

* 作成に際しては、植木直一郎『須須神社誌』（須須神社社務所、大正十三年）をはじめ『珠洲市史』第二巻 資料編 中世・寺院・歴史考古（珠洲市役所、昭和五十三年）、同第四巻 資料編 神社・製塩・民俗（珠洲市役所、昭和五十四年）、『珠洲市古文書目録』（珠洲市役所、昭和五十七年）、『加能史料』平安IV（戦国 XVI（石川県、平成元年〜平成三十年）等を参照しました。

〔1〕能登国司片宣の とこくし ちようせん

【時代】 承安五年（一一七五）二月二十八日

【翻刻】

（冒頭欠）

〔可早カ〕 〔保内〕

□下□以ニ方上□□荒田壹町一爲中妙成就院佛聖上事

右、件寺僧運慶之建立也、而爲レ募ニ御勢ニ、所レ寄ニ進御祈願所ニ也、仍佛聖料荒田壹町所レ被ニ寄置ニ也、致ニ開發之勤ニ、早可レ爲ニ彼免田ニ、但可レ令レ免ニ除國役雜事ニ之状、所レ宣如レ件、不レ可ニ違失ニ、以宣、

承安五年二月廿八日

大介平朝臣（花押）

【現代語訳】

（冒頭欠） 早く方上保にある荒廢田一町を妙成就院の仏聖料（仏前に供える仏飯の費用）とすべき事

右の件について、妙成就院は僧運慶が建立した。しかし御威勢を求め願うため、御祈願所として寄進したものである（寄進先は後白河法皇またはその周辺人物か）。よって仏聖料として妙成就院に荒廢田一町が与えられた。（目代は）田地開発の責務を果たし、早く件の土地を免田（税を一部免除された田）にしなさい。ただし国役雑事は免除させること。伝えることは以上の通りである。忘れてはならない。以て伝達する。

承安五年（一一七五）二月二十八日

大介平朝臣（通盛）（花押）

〔2〕高勝寺結衆等解状案こうしょうじけつしゅらげじようあん

【時代】 文治二年（一一八六）八月

【翻刻】

請レ被ニ殊蒙ニ □恩ニ、任ニ先例ニ「 大般若并「 最

勝數部経講田、背ニ先例ニ兩郷保司経講田擬ニ闕取ニ子細状、

右、謹檢ニ案内ニ、於ニ高座宮ニ者、依レ爲ニ靈驗無雙之地ニ、浮雲之修行者等、殊令ニ勤行ニ靈輻也、但於ニ経講田ニ者、從ニ往古ニ被レ奉レ免處免田也、以レ此宛ニ衆徒等送日之喰ニ、天長地久國史安隱之由、所レ令ニ祈請ニ也、爰當ニ御任初ニ、件免田不レ有ニ引募ニ事、是久年承例也、然去三月比、藏人注記定覺之爲ニ沙汰ニ、當社免田不レ可レ用由、仍斯由國前依レ令ニ言上ニ、任ニ先例ニ、无ニ相違ニ可レ令ニ引募ニノ

由、解状之御外題被_二成下_一畢、然猶今明之間、件免田闕取、借上可_二付切_一之由、保司代所_レ被_レ申_レ驚、愁之中愁也、然即於_二戲貧道之身_一、鐵鉢之底、何在_二禪悅之味_一、菓蘆之外、更无_二一鉢之儲_一、但憑_二十方之助_一、住僧百余輩、經講田各令_二支配_一之處、不_レ及_二三九牛之一毛_一、依_二有如_レ此之違乱_一、僧徒等不_レ成_二止住_一之思_一間、往古長日之勤、殆及_二退轉_一歟、望情恩裁、僧徒之訴訟被_二裁免_一者、仰_二分優憲法之嚴_一、弥致_二御祈禱丁寧_一矣、仍言上、以解、

文治二年八月 日

結衆等

僧幸源

僧榮玄

僧永珍

僧覺弁

僧大珍

僧義章

僧行範（花押）

僧珍勝

僧永賀

僧深慶

僧亮秀

院主傳燈大律師運慶（花押）

【現代語訳】

慈恩により先例の通りに大般若并「最勝など数部の經典の講を」

先例に背き両郷保司が經講田を奪おうと企んでいる件の詳細について

右の件について、謹んで由来を述べると、高座宮は靈驗無双の地であるために、

各地を巡り歩く修行者たちが特に勤行する靈幅です。但し經講田においては、

往古より税を減免された免田であるので、これをもって衆徒（僧）たちの日々の

食費に充て、天長地久・国吏安隱であることを祈請させていました。ここにおい

て両郷保司はその任期のはじめより、件の免田から税を徴収しないことを、これまで長年承知してきました。しかし今年の三月頃、藏人注記定覚の沙汰のため、当社の免田が使用できなくなつたといひます。こういう事情を国衙で申し上げたところ、先例の通り間違いなく高座宮に納めさせるべきことを、解状（上申書）の外題（文書の端や裏）にて認可いただきました。しかしなお今日か明日にでも、件の免田を奪い取り、自分たちのものにしてしまおうと保司代が仰つてゐるのに驚き、大変心配しています。そうであるので当然、拙僧の身にては、托鉢で使う鉄鉢の底に、どうして禪定の境地に入つた喜びの味がありましようか。木の実と草の実以外に、一鉢分の儲けもありません。ただしあらゆるところの助けを頼りにし、住僧は百余人にのぼります。それぞれが管轄してゐた經講田は、九牛の一毛におよばぬほどわずかです。このような違乱が起ると、僧たちはひとところに留まろうと思わなくなるので、往古より続いていた毎日の勤めもほとんど中断してしまふかもしれません。願わくば慈悲ある裁きをいただき、僧の訴え通り免田をお認めくださいますように。国司の法の厳正なることを仰ぎ、ますます丁寧にご祈禱いたします。したがつて言上し、これをもって解文を差し上げます。

文治二年（一一八六）八月 日

結衆等

僧幸源

僧榮玄

僧永珍

僧覺弁

僧大珍

僧義章

僧行範（花押）

僧珍勝

僧永賀

僧深慶

僧亮秀

院主伝灯大法師運慶（花押）

〔3〕正院郷内本経田田数注文

【時代】文和元年（一三五二）三月十一日

【翻刻】

合正院郷内貳町四段

八六
七段○正院、壹町壹段藏見内、

此内一段毛須大坊、壹段貳西坊、壹段角坊、八小泊惣太郎名、五段○幸阿弥陀仏
弁分、壹段道誓、壹段道壹名、
伏見村内壹段神主名、貳段善阿弥、貳段名主中、壹段毛須南坊、
右、正院郷内本経田田目録如レ斯、

文和元年三月十一日

高座山院主快善（花押）

【現代語訳】

合わせて正院郷内二町四段

七段（八段六歩）は正院。

一町一段は蔵見の内。この内一段は毛須大坊、一段二歩は西坊、一段は角坊、八

歩は小泊惣太郎名、五段（六歩）は幸阿弥陀仏へ支払う分、一段は道誓、一段は道一名。

伏見村内の一段は神主名、二段は善阿弥、二段は名主中、一段は毛須南坊、右について、正院郷内の本経田田の目録は以上の通りである。

文和元年（一三五二）三月十一日

高座山院主快善（花押）

〔4〕高座宮本経田田数注文

【時代】貞治六年（一三六七）七月

【翻刻】

定

高座宮本経田田数持レ所之日記事

一、毛須角坊ニ壹段 一、西坊ニ壹段ニ

一、大坊ニ壹段 一、南坊ニ壹段（但是ハ惣領分、伏見在レ村）

一、小泊惣太郎名ニ八、當時ハ伊香子禅門弁、

右、特守ニ此旨、経田之所當米、無ニ未進ニ可レ被ニ沙汰ニ之状如レ斯、

貞治六年（丁未）七月 日

高座宮・毛須白山兩寺院主快成（花押）

【現代語訳】

定める

高座宮の本経田田の面積に関する記録

一、毛須の角坊に一段 一、西坊に一段二歩

一、大坊に一段 一、南坊に一段（但しこれは跡取り分、伏見村所在）

一、小泊惣太郎名に八歩、現在は伊香子禪門に支払う
右について、特にこのことを守り、経田の年貢米を怠りなく納めるべきことは以上のとおりである。

貞治六年（一三六七）〈丁未〉七月 日

高座宮・毛須白山両寺院主快成（花押）

〔5〕僧長 秀 粳穀施入 状

〔時代〕 応安七年（一三七四）十二月

〔翻刻〕

奉_三施入_一 春秋時正勤行料足事

合四石者、

右、粳穀施入如_レ斯、抑桑門長秀、既雖_レ滿_三懸車之齡_二、猶未_レ截_三輪廻之繩_二、依_レ之倚_三思於苦海之船筏_一、特_三意於金山之馬鞍_二、寄_三進彼本米於高勝寺_一之處也、然早酬_三少財之施与_一、必遂_三大願之本望_二、忽照_三妄想顛倒之暗夜_一、速届_三常住不變之彼岸_一者哉、兼復_三七世四恩_一、同預_三一味平等之餽饈_一、三界六道、共浴_三五智究竟之湯藥_一、仍施入之趣、蓋以如_レ右、敬白、

應安七年〈甲寅〉十二月日

大願王僧長秀〈敬白〉

〔現代語訳〕

春と秋の彼岸の勤行のための費用を奉納する事

合わせて四石

右について、粳穀（うるち米か）を以上の通り奉納いたします。そもそも桑門（僧）長秀は、すでに懸車の齡（七十歳）に至っていますが、なおいまだ輪廻の繩を断ち切れません。これによって、思いを苦海に浮かぶ船筏（船といかだ）にまかせ、

意を金山の馬鞍にたのむために、彼の年貢米を高勝寺に寄進するところです。そうであるので、早くわずかな施しに報いて、必ず大願の本望を遂げ、たちまち妄想顛倒の暗夜を照らし、速やかに常住不変の彼岸に届きますように。さらにまた七世四恩に報い、同じく一味平等のごちそうにあずかれ、この世の生き物は、ともに五智究竟の湯薬を授かれますように。奉納の内容は、まさしくもつて右の通りです。敬白

応安七年（一三七四） 甲寅十二月日

大願王僧長秀 敬白

〔6〕貞慶高座宮神馬支証 状

〔時代〕 康応元年（一三八九）十月

〔翻刻〕

高座宮神馬事、神主方事者不_レ及_三子細_一、於_三三寺家一運志輩引進之時、雖_レ爲_三二社家違乱_一、依_レ有_三先例_一、方附_三三寺家潤色_一之處也、仍爲_三支證_一之状如件、

康應元年十月日

貞慶（花押）

〔現代語訳〕

高座宮の神馬のことについて、神主方の事はあれこれと事情を申し立てるまでもない。高勝寺の僧侶が神馬を引いて進む際に、神社側の反対があったとしても、（僧侶が神馬を奉納するのは）先例のあることなので、必ず高勝寺を支援する所存である。以上について、この文書をもって証拠とする。

康応元年（一三八九） 十月日

貞慶（花押）

〔7〕 滋野清貞下地寄進状

【時代】 明德元年（一三九〇）一月二十五日

【翻刻】

奇進

方上保高座宮天神下地之事

合壹段者、在所大鳥名内、介八作、

右、奇進意趣者、天長地久、兼又滋野清貞子々孫々繁榮成願、家門繁昌故也、仍

寄進之状如レ件、

明德元年（庚午）正月二十五日

滋野林太郎左衛門清貞（花押）

【現代語訳】

寄進（寄付、奉納すること）

方上保の高座宮天神社の土地の事

合わせて一段（在所は大鳥名のうち、介八作）

右について、寄進の意向は、天長地久のため、そして滋野清貞の子孫繁榮、家門

繁昌のためである。よって以上の通り寄進する。

明德元年（一三九〇） 庚午正月二十五日

滋野林太郎左衛門清貞（花押）

〔8〕 僧快尊經典仏具施入状

【時代】 応永四年（一三九七）二月

【翻刻】

高座山高勝寺

奉三施入一條々目録事

一、五部大乘經一部

一、講堂内陳鈴佛具一面（皆具、）

一、護摩器一壇（表厥壇糸一筋、大器六、小器八、（大杓小杓）二、）

右、志意趣者、偏天長地久、殊者寺中繁昌、廣作佛事、佛法紹隆、人民利益、兼又代々先師佛杲并、願主現世安穩、後生善處之故也、仍施入之状如レ斯、

應永四年（丁丑）二月 日

院主快澄代 願主金剛仏子快尊（花押）

【現代語訳】

高座山高勝寺への奉納品の目録の事

一、五部大乘經一部

一、講堂内の鈴、仏具一そろい（一式）

一、護摩器一壇（表に壇糸一筋を彫る、大器六、小器八、大杓一、小杓一）

右について、奉納の意向は、ひとえに天長地久、特には寺中繁昌、広作仏事、

佛法紹隆、人民利益、そしてまた代々の先師の仏果ならびに願主の現世安穩、

後生善處を願うためです。よって以上の通り奉納いたします。

應永四年（一三九七） 丁丑二月 日

院主快澄代願主金剛仏子快尊（花押）

〔9〕 清原充吉田地寄進状

【時代】 応永四年（一三九七）四月

【翻刻】

寄進

高座山大般若田之事

合三十蒔者、〈在所くらけのやち、〉

右、奉寄進一大般若田者、併天長地久、御願圓滿、領主安穩息災、御本願成就、兼充吉子孫繁昌故也、依レ仰執達如レ件、

應永四年〈歲次丁丑〉卯月 日（花押）

清原衛門助充吉

【現代語訳】

寄進（寄付、奉納すること）

高座山大般若田の事

合わせて三十蒔（場所は「くらけのやち」）

右について、大般若田を寄進するのは、併せて天長地久、御願圓滿、領主の安穩息災、御本願成就、そして充吉の子孫繁昌を願うためです。ご命令により伝達いたします。

應永四年（一三九七）歲丁丑に次る卯月（四月） 日（花押）

清原衛門助充吉

【一〇】沙弥某田地寄進状

【時代】嘉吉元（一四四一）年六月一日

【翻刻】

寄進

能登國鈴郡方上保庶子分高勝寺

下地事

合陸段者、〈在所新保田内、〉

右、彼田地者、雖レ為レ先方勘落、任レ往古支證旨、所レ令レ寄進也、然者毎日佛供・灯明無レ懈怠、并為レ全修造等、殊者可レ致レ長日御祈禱精誠、聊有レ

不法懈怠儀一者、可レ被レ改易一者也、仍寄進状如レ件、

嘉吉元〈辛酉〉六月一日 沙弥（花押）

高勝寺住持

【現代語訳】

寄進（寄付、奉納すること）

能登國珠洲郡方上保の庶子分にある高勝寺の土地について

合わせて六段（場所は新保田の内）

右について、彼の田地は、先方が勘落（没収）させたといっても、昔から伝わる証拠文書の内容の通り、寄進させるところである。そうであるので、毎日の仏への供養と灯明を欠かすことなく、堂宇の修造もしっかりと行い、特に長い間続いている日々のご祈禱を真心込めて行うように。少しでも怠ることがあれば、田地を取り上げる。以上の通り寄進する。

嘉吉元（一四四一）年辛酉六月一日 沙弥（花押）

高勝寺住持

【一一】深井弾正忠盛田地寄進状

【時代】文安四年（一四四七）十二月二十七日

【翻刻】

奉寄進一葉師堂下地事

合貳拾蒔分皆西在所三崎谷

右、此下地者、高勝寺葉師堂奉寄進一意趣者、為レ公私御祈禱、方上保惣領分内此田、於レ以後二代管・作人雖レ有レ免角儀、不レ可レ有レ承引一候、子細者、此二十蒔、此間作人籠置候之条依レ聞出、寄進申候、仍支證状如レ件、

文安四年十二月廿七日 □□(花押)

【現代語訳】

寄進(寄付) 申し上げる薬師堂の土地について

合わせて二十疇分、すべて西の在所(所在地のこと) 三崎谷にある。

右について、この土地を高勝寺薬師堂に寄進する事情は、公私の御祈禱のためである。方上保の惣領分内にこの田はあるが、これ以後代官(管理者) と作人(耕作者) にいろいろな事情が生じたとしても、(年貢を納めないことを) 承諾してはならない。詳細については、この二十疇を、先日作人が隠していたことを聞き出した。寄進申し上げる。この証拠文書の内容は以上の通りである。

文安四年(一四四七) 十二月廿七日 □□(花押)

深井弾正忠

【12】 直頼田地寄進状

【時代】 寛正四年(一四六三) 十月

【翻刻】

奉_二奇進_一下地之事

合伍段者、_レ在_レ所有_一 _レ

右、彼下地者、仍_二志有_一、高勝寺奇進申處也、但毎年両□□段錢、同公方わり役之時者、仰付候て御さた可_レ有、其外者違乱之儀あるましく候、仍奇進状如_レ件、

直頼(花押)

寛正四年十月吉日

高勝寺

惣中

【現代語訳】

寄進(寄付) 申し上げる土地について

合わせて五段(場所は) 「」にあり

右について、彼の土地は、志があつたために、高勝寺に寄進申し上げるものである。ただし、毎年二度の段錢(税の一種) および公方割役(同上) の時は、命令して納入するように。それ以外は寄進の内容に背くことがあつてはならない。よつて以上の通り寄進状を送る。

寛正四年(一四六三) 十月吉日 直頼(花押)

高勝寺の人々へ

【13】 僧良憲高勝寺十二房供免田用途注文

【時代】 寛正六年(一四六五) 二月二十八日

【翻刻】

高座山高勝寺十二房供免田地之事

合貳千七百疇者、

右、件免田者、毎年二月常樂會并大師講、三月七日・八日・九日、童豎義并衆徒一七今日

自

七月○朔日・社頭一七日兒・大衆參籠、日夜不退勤行、同本堂一七日兒・大衆參籠、日夜

法華問答講三十坐、卯月七日・八日、舞童、○八月十四日・十五日、舞童、四季之八講、

不退勤行、

長日不退最勝王經・仁王般若經・法花妙典三部講經等并每朝轉讀大般若經并毎月廿八日大日講、一品經法花問答講一問一答、如_レ此勤行無_二懈怠_一奉_レ致_二御祈禱_一處也、

寛正六年二月廿八日

良憲(花押)

【現代語訳】

高座山高勝寺十二房の供免田（供養の費用のために減税された田）について
合わせて二千七百苻

右について、件の免田は、毎年二月の常楽会ならびに大師講、三月七日・八日・九日の童豎義ならびに衆徒（僧）の一七箇日（七日間）の法華問答講三十座、四月七日・八日の舞童、七月一日より社殿の前で七日間の児・大衆参籠、日夜不退の勤行、同じく本堂にて七日間の児・大衆参籠、日夜不退の勤行、八月十四日・十五日の舞童、四季の（法華）八講、長年続けている最勝王経・仁王般若経・法華妙典三部の講経（經典の解説）等、ならびに毎朝転読の般若若経、毎月二十八日の大日講、一品経法華問答講一問一答、このような勤行を怠りなく行うためのものである。

寛正六年（一四六五）二月二十八日

良憲（花押）

〔14〕高勝寺免田指出

【時代】文明九年（一四七七）六月十四日

【翻刻】

高勝寺めんてんのさしいたしの事

合千七百かり	くめんてん	かいめん
三百かり	しゆしやうてん	かいめん
九百七十かり	めうしやうしゆいんしたち	かいめん
百かり	によほうきやうしたち	かいめん
三百かり	かくとうほうしたち	かいめん

已上、

右、くたんのめんてんのやくとうハ、まいねん二月しやうらくゑ・大師かう、三

月七日・八日・九日とうりうき、おなしくしゆと一七日ほつけもんたう三十さ、う月七日・八日ちこのまい、七月一日よりしんせん一七日にちやちこ・大しゆさんろうよるひるふたんのこんきやう、おなしくかうたうに一七日ちこ・大しゆさんろうよるひるふたんのこんきやう、八月十四日・十五日ちこのまい、四きの八かう、ちやう日ふたいのにうたうかうたうとみやのれいしたう、まいてう三ふのかうきやう、おなしく大はんにや十二くわんつゝよみ申候、毎月廿八日大日かう、一ほんきやう・ほつけもんたうかう一さつゝ、かくのことくのこんきやう、けた
いなく御きたういたし申候ところなり、仍めんてんさしいたしの状如レ件、

文明九年六月十四日

良清（花押）

かうせうししゆと中

【漢字かな交じり】

高勝寺免田の指出の事

合千七百苻	供免田	皆免
三百苻	修正田	皆免
九百七十苻	妙成就院下地	皆免
百苻	如法経下地	皆免
三百苻	学頭坊下地	皆免

已上、

右、件の免田の役当ハ、毎年二月常楽会・大師講、三月七日・八日・九日童豎義、同じく衆徒一七日法華問答三十座、卯月七日・八日児舞、七月一日より神前一七日日夜児・大衆参籠夜昼不断の勤行、同じく講堂に一七日児・大衆参籠夜昼不断勤行、八月十四日・十五日児舞、四季の八講、長日不退の仁王堂講堂と宮の例時堂、毎朝三部の講経、同じく大般若十二卷つゝ読み申候、毎月廿八日大日講、一品経・法華問答講一座つゝ、かくの如くの勤行、懈怠なく御祈禱いたし申候処なり、仍免田指出の状如件、

文明九年六月十四日

良清（花押）

高勝寺衆徒中

【現代語訳】

高勝寺の免田（税を減免された土地）について提出する内容の事

合わせて千七百苜 供免田 すべて免除

三百苜 修正田（正月一日・二日、二月一日） すべて免除

九百七十苜 妙成就院の土地 すべて免除

百苜 如法経の土地 すべて免除

三百苜 学頭坊の土地 すべて免除

已上、

右について、件の免田の用途は、毎年二月の常楽会・大師講、三月七日・八日・九日の童竖義、同じく衆徒（僧）の七日間の法華問答三十座、四月七日・八日の児舞、七月一日より神前にて七日間の日夜児・大衆の参籠・夜昼絶えず行う勤行、同じく講堂で七日間の児・大衆の参籠・夜昼絶えず行う勤行、八月十四日・十五日の児舞、四季の八講、長年続けている仁王堂・講堂と宮の例時堂（での勤行）、毎朝三部の講経（經典の講義）、同じく大般若の十二卷ずつの読経、毎月二十八日の大日講、一品経法華問答講一座ずつ、このように勤行し、怠りなく御祈祷申し上げるところです。よって免田について提出する内容は以上の通りです。

文明九年（一四七七）六月十四日 良清（花押）

高勝寺衆徒中

〔15〕高勝寺快速灯明油・仏供料施入状

【時代】文明十二年（一四八〇）九月五日

【翻刻】

奉二施入一

高勝寺釈迦堂如法経勤修中灯明

油并佛供料之事

合拾参貫文者、

右施入志趣者、快速受二剃髮染衣之形一、得二顕密弘通之名一事、偏依三増長坊良勝律師勸發仁一、遂二出家授戒於二故也、沈息爲解無三比類一、所詮以三微妙之施入於一、奉レ報二廣大之芳恩仁一者也、乞願至三于未來際仁一、如法経勤修中日限之間、以三仏供燈明之餘慶一、爲三良勝律師一如レ本可レ有二廻向一、靈供三自我偈一者也、乃至自他法界平等利益、仍施入志趣如レ斯、

文明十二年（庚子）九月五日

施入権大僧都法印快速（花押）

【現代語訳】

施入（奉納）いたします

高勝寺釈迦堂で如法経の法会を行う際の明かり油および供え物の費用の事 合わせて十三貫文、

右について、奉納の理由は、快速が剃髮（坊主頭にする）として墨染めの衣（僧侶の服）をもらい、僧としての名を得たことについて、ひとえに増長坊の良勝律師の勧めによつて、出家受戒（僧侶になること）を遂げられたためである。沈息爲解は比類なく、つまるところわずかな寄附をもつて広大な御恩に報いるためである。乞い願わくば未来の果てに至るまで、如法経の勤修期間中に仏に供える灯明をともし善行をもつて、良勝律師の供養を元通り行い、その靈前に自我偈（法華経の一節）を供えるものである。あるいは自分と他者が差別なく仏の慈悲の功德を得るためである。よつて施入の理由は以上のとおり。

文明十二年（一四八〇）庚子九月五日 施入権大僧都法印快速（花押）

〔16〕 律師快紹料足寄進状

【時代】明応二年（一四九三）三月三日

【翻刻】

奉寄進料足之事

合伍貫文者、

右彼料足、爲例時堂上葺之奉寄進者也、死去之後、於勤行所、毎月陀羅尼一返可御廻向者也、依寄進状之趣如レ件、

明應貳年（癸丑）三月三日

律師快紹（花押）

【現代語訳】

寄進（寄附・奉納）申し上げる錢について

合わせて五貫文

右について、彼の錢は、例時堂（天台宗の法会である「例時作法」を行う建物）の屋根の葺き替えのために寄進するものである。自分（快紹）の死後、勤行所において毎月陀羅尼を一回唱えて供養するように。よって寄進状の内容は以上のとおりである。

明応二年 癸丑三月三日

律師快紹（花押）

〔17〕 道祐・妙海連署料足寄進状

【時代】明応七年（一四九八）閏十月六日

【翻刻】

奉寄進善提物之事

合拾貳貫文者、

右、爲道祐禪門・妙海禪尼現當二世之悉地成就之一、於春秋二季之彼岸、永代法花讀誦一部充可有者也、依寄進状之趣如レ件

明應七年閏十月六日

施主

道祐禪門

妙海禪尼

【現代語訳】

寄進（寄附・奉納）いたします善提物について

合わせて十二貫文

右について、道祐禪門・妙海禪尼（僧になつたが寺に住まず自宅で暮らす男性が禪門、女性が禪尼）の現世・来世での悟りが成就するために、春と秋の彼岸会に未代まで法華経を一部ずつ読み上げてもらうための費用である。よって寄進状の趣旨は以上の通りである。

明応七年（一四九八）閏十月六日

施主 道祐禪門

妙海禪尼

〔18〕 宗家寄進状（断簡）

【時代】明応八年（一四九九）八月二十日

【翻刻】

（前欠）

陀羅尼宛ニ返可レ有御廻向者也、仍寄進状之趣如レ件

明應八年（己未）八月廿日

宗家（花押）

【現代語訳】

（前欠）

陀羅尼を一回ずつ唱え、廻向（供養）するためである。よって寄進状の内容は以上のとおりである。

明応八年（一四九九）己未八月二十日

宗家（花押）

〔19〕 栃平良玄田地寄進状

【時代】 明応八年（一四九九）十二月十二日

【翻刻】

奉寄進田地之事

合貳分、在所大澤并火爪二个所

右、彼田地者、三月拾五日之御時料之為、米五斗分寄進申處實也、但為良玄現當二世、末代奉寄進實也、於彼下地、栃平子々孫々いたるまで、違乱煩申間敷候、依為後日支證狀如レ件、

直之郷 栃平良義子

明應八年（己未）十二月十二日 良玄（花押）

【現代語訳】

寄進（寄附・奉納）申し上げる田地について

合わせて二歩（場所は大沢・火爪の二ヶ所）

右について、彼の田地は、三月十五日の御齋料（僧侶の食事に充てる金や米）の米五斗分のため、寄進申し上げるものである。ただ良玄の現世・来世のため、

末代まで寄進申し上げることは確かなことである。彼の土地においては栃平の子々孫々にいたるまで秩序の乱れや煩悩があつてはならない。後の世の証拠とするために、以上の通り書状を記す。

明応八年（一四九九）己未十二月十二日 直の郷 栃平良義の子、良玄（花押）

〔20〕 高勝寺下地指出

【時代】 永正元年（一五〇四）十二月二十八日

【翻刻】

高勝寺下地指出之事

五百廿苜 皆免 本堂仏供燈明田

九百七十苜 皆免 妙成就院仏供灯明田

千七十

百苜 皆免 同堂往生講燈明田

百苜 皆免 釈迦堂下地

五十苜 皆免 神宮寺下地

五十苜 皆免 觀音堂下地

五十苜 皆免 正月七日修正田

二千七百苜 皆免 十貳坊下地

二百苜 皆免 学頭坊下地

二百苜 皆免 寶珠院下地

二百苜 皆免 增長坊持仏堂下地

公方より寺中への下物

六斗六升六合 十一月臨時祭下物米

以上

永正元年十二月廿八日

【現代語訳】

高勝寺の土地についての報告書

五百二十苜かり すべて(税を)免除

九百七十苜 すべて(税を)免除

百苜 すべて(税を)免除

百苜 すべて(税を)免除

五十苜 すべて(税を)免除

五十苜 すべて(税を)免除

五十苜 すべて(税を)免除

二千七百苜 すべて(税を)免除

二百苜 すべて(税を)免除

二百苜 すべて(税を)免除

二百苜 すべて(税を)免除

六斗六升六合と しやう じやう 十一月の臨時祭の米

以上

永正元年(一五〇四)十二月二十八日

本堂のお供え・灯明のための田

妙成就院のお供え・灯明の為の田

同堂の往生講の灯明のための田

釈迦堂の土地

神宮寺の土地

観音堂の土地

正月七日の修正会のための田

十二坊の土地

学頭坊の土地

宝珠院の土地

増長坊の持仏堂の土地

能登守護畠山氏から高勝寺への頂き物

〔2-1〕 柚木橋爪 某灯明料寄進状

【時代】永正九年(一五一一)十一月二十八日

【翻刻】

奉レ奇ニ進高勝寺へ一後夜燈明料之事

合三貫文 永正七年(かのへ午)十二月廿日

同三荷釜一枚

永 中正九年(壬申)十一月廿八日

右件之奇進者、專現世安穩、爲ニ後生善所ニ也、仍奇進状如レ件

永正九年(壬申)十一月廿八日

大施主(上方保柚木橋爪)(花押)

【現代語訳】

高勝寺に寄進(寄附・奉納)申し上げる後夜(午前三時から五時に行う仏事)の灯明費用について

合わせて三貫文 永正七年(一五一〇) 庚午十二月二十日

同三荷釜一枚

永正九年壬申十一月二十八日

右について、この寄進は、ひたすら現世の安穩と、来世に極楽浄土に生まれ変わるためのものである。よって寄進状の内容は以上の通り。

永正九年(一五一一) 壬申十一月二十八日

大施主(上方保柚木橋爪)(花押)

〔2-2〕 神保元康判物

【時代】永正十年(一五一三) 四月二日

【翻刻】

三崎高勝寺之事

一、依レ為ニ御祈願所ニ 御屋形様之有ニ御判ニ上者、如ニ先規ニ諸役皆免之儀、有ニ

其紛一間敷候也、

- 一、高座御山之事、任三往古例一、可レ為三寺家一圓進退一事、有二相違一間敷者也、
- 一、寶珠院田地并居屋職之事、有「先判」上者、相違有間敷候、為「祈願」松本坊江奉「寄進」候者也、仍状如レ件、

神保与一

永正拾年（癸酉）四月二日 元康（花押）

高勝寺

【現代語訳】

三崎高勝寺について

- 一、御祈願所であるため、御屋形様（能登守護畠山義元）の判物（はんもつ）が押された文書）があるので、以前からの規定の通り種々の税を免除することについて、間違いが無いようにすること。

- 一、高座宮の山を、昔からのしきたりの通り高勝寺の完全な支配とすることについて、間違いが無いようにすること。

- 一、宝珠院の田地および家屋敷について、以前出された判物があるので、間違いが無いようにすること。祈願のため松本坊へ寄進（寄附・奉納）申し上げるものである。よって上記の通り書状を記す。

永正十年（二五二三） 癸酉四月二日 神保与一元康（花押）

高勝寺

〔23〕高勝寺衆徒等起請文案

【時代】永正十四年（二五一七）五月十九日

【翻刻】

敬白、

三崎高勝寺衆徒等起請文案

三世諸佛・應正等覺・諸大薩埵・諸忿怒尊・十二大天・日月五星・諸宿曜等・堅牢地神、殊者日本惣廟天照皇太神宮・八幡三所大菩薩・春日大明神・山王廿一社・當國一宮・二宮石動五社權現、別者北陸鬼門鎮守當山高座大菩薩・金文大明神・五所之王子、惣者日本之諸神・三十番神・十羅刹女等驚申、右、於三當山往古之寄進田地上役之儀一、公方へ納申儀無三御座一候、若此旨異曲申候者、上件之可レ蒙三御罰一者也、仍起請文之状如レ件、

高座山高勝寺衆徒等

院主

永正十四年五月十九日

快欽

（端裏書）

これハ案文也、

【現代語訳】

敬白

三崎高勝寺の衆徒（僧）たちの起請文について

三世諸仏・応正等覺・諸大薩埵・諸忿怒尊・十二大天・日月五星・諸宿曜等・堅牢地神、特に日本惣廟天照皇太神宮・八幡三所大菩薩・春日大明神・山王二十一社・當國一宮・二宮石動五社權現、とりわけ北陸鬼門の鎮守當山高座大菩薩・金文大明神・五所王子、すべての日本の諸神・三十番神・十羅刹女等を驚かせ申し上げます。

右について、高座山にかつて寄進（寄附・奉納）された田地の上役は、公方（能登守護か）へお納めしないことになっています。もしこの内容に間違いがありませんでしたら、私は上に記した神々の神罰を受けます。よって起請文を以上の通り記し

ます。

高座山高勝寺衆徒等

永正十四年(一五二七)五月十九日

院主快欽

(端裏書)

これは案文(写し)である

〔24〕小倉吉信什物寄進状

【時代】大永三年(一五二三)五月十六日

【翻刻】

珠々三崎高座山高勝寺本堂大日之御寶前奉寄進

瑠璃色之花立貳瓶・同香爐

右、奉寄進二處如レ件

大永三年五月十六日

施主小倉民部丞

吉信(花押)

【現代語訳】

珠洲郡三崎高座山高勝寺の本堂に安置されている大日如来の御宝前(御前)に

寄進(寄附・奉納)申し上げます。

瑠璃色の花立二瓶・同香炉

右について、以上の通り寄進いたします。

大永三年(一五二三)五月十六日

施主小倉民部丞吉信(花押)

〔25〕大町清栓田地等寄進状

【時代】永禄三年(一五六〇)五月十三日

【翻刻】

三崎於三高勝寺神前之燈明田并陳僧之儀一任先々儀理旨、違亂煩無、未代御寄進作置所、為二後日一、仍如レ件、

永禄三年 大町一兵衛尉

五月拾三日 清栓(花押)

高勝寺参

【現代語訳】

三崎高勝寺において神前の灯明費用のための田地、ならびに陳僧のことについては、前々からの道理の通り、約束を破ったり煩いが無いよう、未代まで御寄進しておくものである。後世のため、以上の通り記す。

永禄三年(一五六〇)五月十三日 大町一兵衛尉清栓(花押)

高勝寺参(参は「〜」の意味)

〔26〕畠山義綱奉行人連署配符状

【時代】永禄四年(一五六一)四月二十三日

【翻刻】

就二大坂・越後御計策一、御出錢七貫文、限三來十日二可有二進納一候、若日限於二相違二者、在所(可)入二催促一之旨、依レ仰配符如レ件、

永禄四

卯月廿三日 連理(花押)

日付之下(可)被レ納候 正誠(花押)

宗好 (花押)
長隆 (花押)
綱秀 (花押)
英教 (花押)

三崎寺家中

【現代語訳】

大坂本願寺と上杉政虎(謙信)に対する計略のため、銭七貫文を賦課する。来月十日までに納付するように。もし期限を過ぎれば、現地(高勝寺)へ催促に行く

旨、守護のご命令によって配符(上納命令書)を発給する。

永祿四年(一五六二) 四月二十三日 長連理(花押)

日付の下に記入してください

正誠(花押)

宗好(花押)

佐脇長隆(花押)

今井綱秀(花押)

井上英教(花押)

三崎寺家(高勝寺)へ

〔27〕高勝寺衆徒等言上状案

【時代】天正五年(一五七七)十一月

【翻刻】

謹言上、

當國珠々郡三崎高勝寺々領・仏供燈明修造祭田、都合四拾六貫文、今度一圓御易之事、

抑々此珠々権現者、日本一州四角一点之守護神、北之一方堅而魔王・鬼神防、仏法・王法之鎮守而、國土安穩・諸人快樂之誓願深重也、依レ之勅宣年中、四季祭礼・七十五度之御神事・朝暮勤行・每日之法樂、從レ欽明天王宇一及二千余年一、至レ于今無二退轉一、是則依上輪言・御教書并當國御屋形様之御判・奉行之制札為中御披見上指上候、且為二仏法・王法敬信一、且為二國家万民撫育一、如二前々一於二寄附一者、弥々武運長久之基、可レ為二末代明鏡一者也、仍訴状如レ件
天正五十一年日 高勝寺衆徒等

【現代語訳】

謹んで言上いたします。

当國珠洲郡三崎の高勝寺の寺領と、仏供料(仏へのお供え物の費用)・灯明料・修造料・祭祀料に充てる田地、合わせて四十六貫文の、この度の全体お改めに ついて。

そもそもこの珠々権現は、日本一州(全国)の四角の一角の守護神であり、北の一方を堅固して魔王・鬼神を防ぎ、仏法・王法の鎮守にして、國土安穩・諸人快樂の誓願は深く重いものです。このため勅宣(天皇の命令)により、年中に四季の祭礼・七十五度の御神事・朝暮の勤行・每日の法樂(読経・音楽を神仏に捧げることを)を行っており、欽明天皇の時代から一千年余り、今に至るまで怠っておりません。このことについて、輪旨・御教書・當國御屋形様(能登島山氏)の判物・奉行の制札をお見せするため提出いたします。一方では仏法・王法を敬信するため、他方では國家万民の撫育のため、前々の通り寄附いただけるならば、ますます武運長久の礎となり、末代までの手本となるでしょう。訴状の内容は以上の通りです。

天正五年(一五七七)十一月 日 高勝寺衆徒等

〔28〕 卷数到来礼状 (慶種書状)

【時代】五月二十八日 (年未詳)

【翻刻】

卷数一通到来候、目出度候、猶々祈念肝要一候、謹言、

五月廿八日 慶種 (花押)

高座宮社家中

【現代語訳】

卷数 (依頼されて読経した經典の名称・回数等のリスト) 一通が到着した、大変

喜ばしく思う。より一層の祈念が肝要である。謹言

五月二十八日 慶種 (花押)

高座宮社家へ

〔29〕 古海秀次制札副状

【時代】十二月九日 (年未詳)

【翻刻】

今度御寺中之制札之義、蒙レ仰候間、涯分令ニ馳走ニ、申レ調ニ進之一候、自然、横合之人候者、急度御注進之上、及ニ披露ニ、正路ニ可レ申レ成候、恐々謹言、

古海三介

極月九日 秀次 (花押)

高勝寺

御同宿中

【現代語訳】

この度の高勝寺へ出す制札について、ご命令を受けたので、精一杯奔走して、ととのえお納めするように。万が一とやかく言う人がいれば、必ず報告の上、公表におよび、正しいあり方にすべきこと。恐々謹言

十二月九日 古海三介秀次 (花押)

高勝寺の御同宿 (同じ寺に住み修行する同僚の僧侶のこと) へ

〔30〕 縁起残闕

【時代】年未詳

【翻刻】

抑當社檢ニ最初建立皇霜舊記ヲ一

初度

仁皇拾代崇神天皇ノ御宇御飛朝草創也、仍

再興次第

二度

一、仁皇卅代欽明天皇御宇貴樂貳年 (辛酉) 草創

三度

一、仁皇四拾四代元正天皇御宇養老年 (丁巳)

四度

一、仁皇六拾六代後冷泉院御宇康平四年 (辛丑)

五度

一、仁皇九拾参代後二條院御宇徳治元年 (丙午)

然間從ニ往古ニ於ニ珠々郡ニ上者町野下五个村於ニ海邊ニ者□□ヲかきりと
「一」、此付の奉加然者也

真勝代在判

【現代語訳】

そもそも当社の最初の建立からの皇(星)霜旧記(古い記録)を調べると、初めての建立は仁皇十代崇神天皇の御宇(治世)、御飛朝の草創である。よつて、

再興(復興・建て替え)の次第。

一、二度目、仁皇三十代欽明天皇の御宇、貴樂二年辛酉に草創。

一、三度目、仁皇四十四代元正天皇の御宇、養老元年(七二七)丁巳。

一、四度目、仁皇六十六代後冷泉院の御宇、康平四年(一〇六一)辛丑。

一、五度目、仁皇九十三代後二条院の御宇、徳治元年(一二〇六)丙午。

そういうことで、往古より珠々郡において上は町野下五ヶ村、海辺においては□□を限りとして、これについての奉加(求めに応じて寺院や寺へ金品を寄附すること)はしかるべきものである。

真勝代在判

【現代語訳】

寄進(寄附・奉納)いたす土地について

合わせて五十疇(場所)は棒尾の免田(

右の件について、件の土地は、高座宮の御宝前(神前)に寄進申し上げるものです。たとえわずかな量の寄進であっても、(社殿の)造営・修繕に役立てることができるとしよう。心の内で息災延命を望むために寄進するものです。後世に証とするため、寄進状を以上の通り作成します。

嘉吉二年(一四四二)八月十三日

家好(花押)

【32】沙弥惣阿・道監連署書下状

【時代】 応永十年(一四〇三)二月九日

【翻刻】

能登國殊々郡高座宮自二往古二寄進下地之事

合肆段伍者、(坪正院郷内岩坂屋敷相内元四段落下參段之分、同相外壹段伍、)右、彼下地自二往古二依二高座宮神田一、以二壹石參斗法結懈一、彼下地肆段伍之分、天長地久、殊為二長谷部頼連家門繁昌如レ此、任二往古二高座宮神田向申處之状如レ件、

應永十年(ひつしのとし) 貳月九日 沙弥惣阿(花押)

沙弥道監(花押)

奉二寄進二下地之事

合五十疇(在所)棒尾免田、

右、件下地者、高座宮之御寶前ニ寄進申處也、たとい一紙半錢之分候共、作事之かうりよくたるへく候、心中所望(災延命)之故也、仍為二後日二之寄進状如レ件、

嘉吉二年八月十三日

家好(花押)

【現代語訳】

能登國殊洲郡高座宮に古くから寄進(寄附・奉納)されている土地の事

合わせて四段五歩(坪は正院郷内岩坂屋敷の垣内三段(もと四段)だったが下

落した」と、同垣外一段五歩

右について、件の土地は古くより高座宮の神田であることから、一石三斗の法結解をもって、彼の土地四段五歩の分を、天長地久、加えて長谷部頼連の家門（一族）が現在のように繁昌することを願って、昔から変わらずに高座宮の神田が寄進されていることを申す状は以上の通りである。

応永十年（一四〇三） 未年二月九日

沙弥惣阿（花押）
沙弥道監（花押）

〔33〕 高座宮神主友永置文

【時代】 文明十年（一四七八）八月二十八日

【翻刻】

高座宮方上之保庶子分之神田之事

合壹町

右件之神領ハ、昔ハ珠々郡之内在々所々候つるお、承久兵亂之時、信濃より林新左衛門尉當國へ亂入仕、方上之保社寺領を落候、それより高座宮神田壹町ニ成候、それより近代ニおき候てハ、長河井殿久敷御知行候、其の御時も壹町の指出お仕候、さ候間庶子分、遊佐殿・三宅殿御兩人候て御知行候時も、壹町のこたへにて候處ニ、去ぬる文明九年六月中旬ニ、五井兵庫守御屋形様江彼之庶子分をのみ申候、往古より京著百余貫之在所を三百貫文ニ申請罷下、聽而庶子分江入部仕、寺社其外御百姓方へ指出をふれ候間、これよりハ如ニ先規之一壹町之指出を仕候、又寺中よりハ貳町七段之指出せられ候、金文よりハ五段指出候處ニ、まつ寺中へ六月十五日ニ亂入候て、三日つかへ候、二町七段のこたへお五町余と申懸候て、指出を此分させ候、又金文よりハ五段の下地お八段とかけ候て、其分指出をさせ候、然間これよりハ壹町の指出を仕候處ニ、二町八段と申懸候、其時の使谷屋の三郎左衛門おもつて被レ申候、雖レ然せんきより壹丁の外ニ指出を仕たる事なく候

由、色々申候へ共、さらニ聞わけす候て、はや方上神田をふませ、悉おとし候間、去九月の御遊行まへに、丈夫の朝従友永、御屋形様江なけき可レ申候ためニ、符中遊佐殿ニつき申、京とへ注進可レ申中心中に罷出候、さ候間五井の兵庫此由を聞、迷惑仕候て高勝寺江罷出、院主ならひニ談義所法印兩人を憑申、中人に立申され候、さ候間方上神田の事者、せんきのことく聞分可レ申候、平ニ御歸候て、今度の御遊行おなし申され候へと、中人をもつて色々申され候間、さ様ニ候ハ、壹町之分聞わけられたる一行を、五井方より給候て罷歸、御神事お成可レ申候由中人に申候處ニ、法印・院主うけ給候事ハ、すてに兵庫も御屋形奉公の人にて候、又愚僧共も年よりて申事にて候へハ、一行までもある間敷候、我らに御まかせ候て、御歸候て御神事御つとめ候へ、たとい以後して免角被レ申候共、其時者愚僧大宮殿お同道申、御屋形様江ともになけき可レ申候間、此上者是非ニ及、上戸より罷歸、九月の御遊行、其外御神事各々成申候、さ候間彼御神事ことくくつとめ申候て以後ニ、五井兵庫いへん仕候、言語道断の次第候、然共中人以前被レ申候たる事とも候間、中人へとけ候、ちうにんもめいわく候て、兵庫方へ色々被レ申候へ共、更ニ承引不レ被レ申候、さ候へハ神田悉おとし候間、これにてハ道不レ行候間、十月廿八日ニ符中へ罷出、表野太郎三郎おたのみ、かの公事の様、始中修事候處ニ、則池田かもんのすけ・片山三郎兵衛兩人江申入候、やかて霜月六日ニ遊佐殿披露候、やかて御聞わけ候て、五井方へ召符つかわせられ候、その返事ハ兵庫觀樂候とてついに出發不レ申候、同名小三郎と申候者出發させ、色々申候處ニ、遊佐殿よりハ、四角一方之大社の御下地、昔より代官として手を入さる在所を、悉皆落候事曲事にて候、何かもいらす御屋形様江注進可レ申候とて、極月十八日に、大宮申状に遊佐殿の御すいきよを御副候て御ちうしん候、則目安の案文これにあり、然間遊佐殿仰られ候子細者、両方よりの儀具ニ住進申候、され共年内者到來有間敷間、年始の御神事たいてん候てハ、上らふの御ため不レ可レ然候、所詮注進到來の間、まつ神田の年貢大宮方へわたされ、年始の御神事なし申され候ハ、可レ然候由仰候て、兵庫方へ田中次郎四郎つかわれ候、やかて大宮同道候て罷下候、さ候間田中、兵庫方へ罷出、子細委申候へ共、猶以承引不レ被レ申候間、田中

罷上候、又大宮より人を上、遊佐殿へかの子細申候處ニ、遊佐殿御返事ニより、年始の御神事悉つとめ申候、就中御屋形様江注進、文明十年正月十日ニ符中へ則來候、彼神田おことく御神へ歸申候へと御奉書お遊佐殿より此方へ給候、其御奉書これにあり、又神保加賀殿よりも御奉書かさねて給候、これにあり、隨而五井兵庫神慮の御罰かふり候事、

一、北より大なるひかり物、兵庫家の上へ飛落、家つふる候、

一、きつね、兵庫家の内夜るひるのしや別なく亂入候、

一、極月廿八日ニ軒は二ごま生出をこぎ候へハ、時程ニ又生出候、

一、十二月小晦の夜の夢ニ、兵庫枕上御神のすかたして、白羽の弓矢にてのふへおとをすと見しよりふしよく候、

一、正月朔日ニ親の處へ礼出候か、道ニくれんにうせ候て見へす候、その日のひるのさかりニ見出し候

一、正月廿日ニ出符すへく候とて我宿を出候か、さきへハ不行候て、内の者共あひて、此大勢の社人にとり籠られていつくへ可レ行そとて、跡へも不レ歸、さきへも不レ行候間、うく手を引候て、蛸嶋幾野番頭か家まで引つけ候、やかて廿日の夜の曉腹をきり候、それをも難波入道・同いとこの僧、殿原・中間、前後おはなれぬ者共、夢にも不レ知候、夜あけ候て内者共見つけ候て、言語道断の次第、高座宮の御罰をかふり候、國中の事者申不レ及、他國までも風聞候、是非なく候事共ニて候

一、谷屋三郎さへもん兄弟親子三人、極月十八日にしに候、とりわけ此者共ハ神領をふみ候間、こし・足・手ぬけ候てうせ候

一、兵庫親父將監入道、これも神罰かふり候て、同年八月廿三日に死候

一、林か子もしに候、あまり不思議候間、末代のため如レ此位置候

文明拾年八月廿八日 友永（花押）

【現代語訳】

高座宮方上保庶子分（跡取り以外が相続した分）の神田について

合わせて一町

右について、件の庶子分の神領は、昔は珠洲郡内のあちこちにあったのが、

承久兵乱の時（承久の乱・一二二一年）、信濃より林新左衛門尉が能登国へ乱

入してきて、方上保の社寺領を奪つてしまった。それから高座宮の神田は一町になった。それより今に近い時代には、長河井殿（長谷部氏）が長年支配してい

て、その時も神領は一町であると報告していた。以上の経緯で、庶子分について

遊佐統秀殿・三宅忠俊殿お二人が支配していた時も、一町と報告していたところ、

さる文明九年（一四七七）六月中旬に、五井兵庫頭が御屋形様（畠山義統）へ

例の庶子分の支配を望み申し上げ、古くより京都へ年貢百貫文を届けていた場

所を三百貫文で請け負った。そして庶子分の領地へ入って寺社その他百姓へ報告

書の提出を命じたので、高座宮からは先例の通り神領一町として報告し、また高

勝寺は二町七段、金文宮は五段分として報告したところ、まず高勝寺へ六月十

五日に押し入り、三日間かけて二町七段を五町余と訂正させて、報告書を出さ

せてしまった。また金文宮には五段の土地を八段と訂正させ、同じく報告させた。

そうしている間に、高座宮にも一町を二町八段と訂正して報告するように言っ

てきた。その時の使者は谷屋の三郎左衛門であった。そうとはいつても、以前から

の取り決めである一町分のほかは報告書を出せないことを色々と申し上げたの

だが、全く納得してもらえず、方上保の神田を値踏みさせてことごとく没収され

てしまったので、去年九月の御遊行御祭（遊行祭）の前に、丈夫の朝従（仏

に仕える身の意か）である友永が、御屋形様へ嘆願申し上げるために、府中（現

七尾市街）に在る守護代遊佐殿につき従い、京都の御屋形様へこの事件を報告し

ようと考え動いていた。そうしていたところ、兵庫頭がこのことを聞いて、困っ

て高勝寺へやってきて、院主良清ならびに談義所法印の二人を頼つて仲裁人に

立て、高座宮に交渉してきた。そうして、方上保の神田の事は、前例の通り（一

町)で納得することを申され、(友永には)ぜひとも高座宮へお帰りになって、今度の遊行祭をなさってくださいと、仲裁人を介して色々と申された。それならばと、一町分で納得した旨を五井方に一筆書いてもらってから、高座宮に帰り遊行祭の御神事をする旨を仲裁人へお伝えしたところ、法印・院主がお答えになつたことは、すでに五井兵庫頭は御屋形にお仕えしている人であり、また自分たちも年を取って言ったことであるので(自分たち年寄の顔を立てて)、兵庫頭に一筆もらうまでもないでしょう。我々にお任せいただき、お帰りになって御神事をお勤めください。もし今後、兵庫頭があれこれと言ってくるのがあっても、その時は自分も大宮殿(友永)に同行して、御屋形様へ一緒に嘆願します、ということだったので、この上はしかたなく、上戸から帰ってきて、九月の遊行祭やその他の御神事をそれぞれ行っていた。そうしていたところ、彼の御神事をすべて勤め終わった後に、兵庫頭が態度を豹変して狼藉に及んだ。言語道断のことである。そうであったが仲裁人が以前に申された事があったので、仲裁人へ相談した。仲裁人も困って、兵庫方へ色々と申し上げになったが、全く納得しなかった。さて、兵庫頭が神田をことごとく没収し、これによつて秩序が乱れてしまったため、十月二十八日に府中へ出頭し、表野太郎三郎に依頼して、この税の取り立ての一部始終を訴えたところ、すぐに池田掃部助・片山三郎兵衛の二人に伝えてくれ、そのまま十一月六日に遊佐殿に報告し、すぐに受理されたので、五井方へ召符(召喚状)を遣わした。その返事は、兵庫頭は病氣です、というもので、ついに出現しなかった。同じ名字の小三郎と申す者を守護所へ寄こし、色々と申ししている所に、遊佐殿からは、四角一方の大社の土地は、昔から代官として手出しをしてこなかった場所であることを、ことごとく皆没収してしまったのは、とんでもなく悪質なことだ。問答無用で御屋形様へご注進(報告)すべきことである、

と云つて、十二月十八日に、大宮友永の申状に遊佐殿の御吹拳状(推薦状)を副えてご注進した。その内容を箇条書きにしたものが私の手元にある。そういうことで、遊佐殿が(五井兵庫頭に)仰つたことの詳細は、両方からの言い分はすべて報告したが、年内には注進状(への守護からの返事)が届かないだろう。年始の御神事が滞つては上臈(身分の高い人物)のためにならないので、結局注進状(への返事)が届くまでの間、まず神田の年貢を大宮方へお渡しされて、年始の御神事をしていただければよいだろうと、兵庫方へ田中次郎四郎を遣わしてお伝えなされた。すぐに大宮友永も同行して退出した。そういうことで、田中が兵庫方へ行き、詳細を申ししたところ、なお年貢を神主へ渡すことを納得しなかったので、田中は府中へ行き、また大宮からも人を派遣して、遊佐殿へその子細を申し上げたところ、遊佐殿のお返事により、年始の御神事をことごとく行つた。とりわけ御屋形様へ提出した注進状(への返事)が、文明十年一月十日に府中へ到着した。件の神田をことごとく(高座宮の)祭神に返しなさいとの御屋形様の意向を伝える書状を遊佐殿よりいただいた。その書状は私の手元にある。また神保加賀殿からも重ねて奉書(主君へ御屋形様の意向を伝える書状)をいただいた。それも手元にある。このことによつて五井兵庫頭が神罰を蒙つたことについて、

- 一、北の方角から大きな光る物が兵庫頭の家に着てきて、家がつぶれた。
- 一、狐が兵庫頭の家の中に昼夜を問わず乱入した。
- 一、文明九年十二月二十八日に、軒端に胡麻が生えてきたのを刈つたところ、すぐにまた生えてきた。
- 一、十二月小晦(二十九日)の夜の夢に、兵庫頭の枕の上に御神の姿をした人物が立つて、白羽の弓矢で兵庫頭の手の上を貫いたのを見てから食欲不振になった。

一、文明十年一月一日に親のところへあいさつに行つたところ、道中で急にいなくなつて、その日の昼の盛りに見つかつた。

一、一月二十日に守護所へ出頭しようとして宿所を出たものの、その先には行かず、身内の者たちに会つて、この大勢の社人(神官)に取り囲まれてどこへ行けるのか、と言つて、もと来た道を戻らず、守護所へも行かずにいたところ、やつとのことで手を引いてもらつて、蛸島の幾野の番頭(莊園の下級管理者で、村役人のような存在)の家まで引つ張つて行つた。そのまま二十日の夜の暁に腹を切つてしまつた。そのことを難波入道やいとこの僧、武士たちやその配下、兵庫頭の身の回りの世話をする従者たちは夢にも知らなかつた。夜が明けて身内の者たちが見つけて、(兵庫頭の行いは)言語道断の事だったので高座宮の神罰を蒙つたのだと、能登国内は言うに及ばず、他国までもうわさが流れた。どうしようもないことであつた。

一、谷屋三郎左衛門の兄弟・親子三人は、文明九年十二月十八日に亡くなつた。特にこの者は神領の没収を実行した人物であつたので、腰・足・手が抜けて死んだ。

一、兵庫頭の父親の将監入道は、やはり神罰を蒙つて、同年八月二十三日に亡くなつた。

一、林(林新左衛門尉か)の子供も亡くなつた。あまりに不思議なことだったので、末代のためにここに記しておくものである。

文明十年(一四七八)八月二十八日 友永(花押)

〔34〕高座宮借田注文案

【時代】明応二年(一四九三)五月十四日

【翻刻】

御屋形様江しるし候て被レ参候

高座宮御借田之事

正月 朔日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 十四日

十五日

二月 朔日 御歸あそひ こうり祭 御歸座之まつり

三月 朔日 三日 七日

四月 朔日 八日

五月 朔日 五日

六月 朔日 きおん

七月 朔日 七日 十五日

八月 朔日 十五日

九月 朔日 九日 こうりまつり 御遊行御まつり 御歸座

十月 朔日

十一月 朔日 御歸あそひ

十二月 朔日 晦日

以上、三十七、

右、神田千苜を以、彼御神事をなし申候、

高座宮神主

明應貳年(癸丑)五月十四日

【現代語訳】

御屋形様(能登守護畠山義統)へ記入して提出いたします。

高座宮の御借田(神田を「守護から借り受けた田」と表現したものか)の事

一月 朔日ついたち、二日、三日、四日、五日、六日、七日、十四日、十五日
 二月 朔日、御帰遊あそび、郡祭こりまつり、御帰座祭きざのまつり
 三月 朔日、三日、七日
 四月 朔日、八日
 五月 朔日、五日
 六月 朔日、祇園ぎおん
 七月 朔日、七日、十五日
 八月 朔日、十五日
 九月 朔日、九日、郡祭、御遊行御祭、御帰座祭きざのまつり
 十月 朔日
 十一月 朔日、御帰遊あそび
 十二月 朔日、晦日つしもり（三十日）
 以上三十七。

右について、神田の千苧かりを財源として、これらの御神事をしております。

高座宮神主たかくらぐうかんぬし

明応二年（一四九三） 癸丑みずのとうし五月十四日

〔35〕 高座金文両宮神事料注文（断簡）
たかくらぎんぶんりょうぐうしんじりょうちゅうもん

【時代】 未詳（十五世紀末か）

【翻刻】

（前欠）

五十苧 錢上役なし、衛門三郎
 五十苧 錢上役なし、大屋堂前

十束苧 荒田 次郎四郎
 五十苧 荒田 南三郎大郎
 卅苧 荒田 杉田
 百苧 祭田 寺家へ向候
 百卅苧 高藏二季御遊行 北番頭
 已上 千貳百八十苧
 荒田と引申分、四百廿苧引目、殘八百六十苧
 此之内 貳百卅苧 上役なし
 殘六百卅苧 上役有分

金文宮年中御神事成申分

百苧 正月朔日 卅苧 同二日
 卅苧 同三日 二十苧 同四日
 貳十苧 同五日 二十苧 同七日
 貳十苧 同十五日 二十苧 二月御歸遊
 卅苧 御遊行御祭 二十苧 三月三日
 五十苧 四月祭礼 二十苧 五月五日
 卅苧 七月十五日 五十苧 八月放生會
 二十苧 九月九日 卅苧 九月御遊行御祭
 二十苧 霜月御歸遊 二十苧 十二月大晦會
 已上、五百五十苧
 殘八十苧

【現代語訳】

（前欠）

五十苧かり 錢上役なし 衛門三郎
 五十苧 錢上役なし 大屋堂前
 十束苧そくがり 荒田こうでん 次郎四郎

五十苻 荒田 南三郎大郎

三十苻 荒田 杉田

百苻 祭田 寺家(高勝寺)へ渡す

百三十苻 高座宮の二季の御遊行 北番頭

以上千二百八十苻。

荒田として引く分は四百二十苻なので、残り八百六十苻

この内、二百三十苻は上役なし、残り六百三十苻は上役あり

金文宮きんぶんぐうの一年の御神事費用となる分

百苻 一月初日、 三十苻 同二日、 三十苻 同三日、

二十苻 同四日、 二十苻 同五日、 二十苻 同七日、

二十苻 同十五日、 二十苻 二月御帰遊、 三十苻 御遊行御祭、

二十苻 三月三日、 五十苻 四月祭礼、 二十苻 五月五日、

三十苻 七月十五日、 五十苻 八月放生会、

二十苻 九月九日、 三十苻 九月御遊行御祭、

二十苻 十一月御帰遊、 二十苻 十二月大晦会、

以上五百五十苻、残り八十苻

【36】源義経和歌懐紙

【時代】未詳

【翻刻】

都より波の夜「うかれきて道遠」して

憂「もしほ」とも「よろ」御崎

源義経 「」

【37】古筆某極書 源義経和歌懐紙

【時代】天正二年(一五七四)三月

【翻刻】

□進好之□□□義経正筆仍□

天正二年□月

古筆

(貼紙)

安永元年五月改 東都

正筆之極 古筆良意(黒印)

(割判)

【38】前田利家和歌懐紙

【時代】未詳

【翻刻】

ほうくわん殿この笛をこのすゞのやしろにさしげ給へるとなん
ありしよのそのあらましをきくからに袖さへぬれてねにそなかるゝ

利家

【現代語訳】

判官殿(源義経)がこの笛をこの珠洲の社に奉納されたと聞いて

在りし世の そのあらましを 聞くからに 袖さへ濡れて 音にぞなかるる

(かつての時代の出来事を聞くと、袖まで濡らしてその音に涙してしまふ)

利家としいえ

【39】 蝉折笛略縁起せみおれのふえりやくえんぎ

【時代】 文政十年(一八二七) ~ 天保七年(一八三六) か

【翻刻】

蝉折笛略縁起

抑此御笛之起元ヲ尋奉ルニ、人皇七十四代鳥羽天皇ノ御宇天仁三年黄金千兩宗朝へ遣サレ、其返報トシテ生身ノ蝉ノ如キ節付タル漢竹一節送ラレケレハ、大納言ノ僧正覚曹ニ仰セテ檀上ニ立テ七日加持シテ得ラレタル御笛也、オボロケノ御遊ニハ取モ出サレサリケルヲ、或時高松中納言實平卿吹ケルニ、尋常ノ笛ノ様ニ思ヒ忘レテ膝ヨリ下ニ置レケレハ、笛ヤ咎ケン、蝉ヲレニケリ、夫ヨリシテ蝉折トハ号ケラレタリ、夫ヨリ高倉宮(以)似仁王ノ御手ニ傳ヘラレタルニ、治承四年五月十五日源三位頼政公ノ勸メニヨリ、高倉御謀叛相頭レ、三井寺へ御開キノ砌、御周章ニテ重宝トモ御失念ノ所、宮ノ御侍左兵衛尉長谷部ノ信連、此ノ御笛等ヲ持テ宮ニ追付奉リ、宮ニ渡シ奉ケルヲ、宮不レ斜御悦ニテ、吾死ナハ此笛ヲ御棺ニ入ヨト信連ニ仰ラレケル、尚天下ノ重宝ナレハ、御自傳ヘラレケルヲ、御心細ク思サレケレハ、啼々金堂ノ弥勒ニ奉ラレ、龍華ノ晝値遇ノ御爲カト覚ヘテ哀也、夫ヨリ平家ノ手ニ入シヲ、源氏一統ノ時判官義經公ノ手ニ入、秘藏セラレケル、然ルニ判官御兄第ノ御中不和ニナリ、源二位殿ニ追レ給ヒ、吉野・高野ノ患難ヲ御遁レ北國へ落玉ヒ、辨慶富樫ヲ謀リ安宅ノ關ヲ越へ、其夜ハ宮ノ腰佐奈武明神ニ通夜シ給ヒケルニ、宮人申ス様、越中ニハ鳥見ノ七郎七百騎ニテ支へ、能登ニハ子浦ノ小太郎防キ支へ、山伏ヲ一向通シ申サスト申ケレハ、弁慶濱邊へ下リ、舟ヤアルト尋ケレハ、鈴ノ三崙へ下ル舟社天ノ與ヘト便船シ、其ノ日ノ中比須々ノ浦ノ沖合ニテ難風ニ逢玉ヒ、須々権現へ祈禱シ玉ハク、南無ヤ須々両社権現、今讒者ノ爲ニ骨肉ノ兄ニ追ヒ放タレ、萬里ノ波濤ニ漂白ス、剩へ今難風ニ逢、舳艫

覆ラントス、仰願クハ當権現義經力精忠ヲ納受シ玉ヒテ、此難風ヲ止メ令給ヒテ、義經ヲヨヒ郎従十餘人ノ生命ヲ令レ繼ヘト、涕泣シテ祈誓ヲ凝シ玉へハ、忽チ風波静リ、船中ノ君臣十二人初テ安堵ノ思ヲナシ、直ニ此浦ニ漕寄玉ヒ、平沙ヲ彷徨シ、巖岫ヲ拳登リ、浦ノ景色ヲ御覽シ玉フ時、弁慶トアル岩間ヨリ螺ニミルメノ付タルヲ拾ヒケルヲ、御供ノ中ニ

都ヨリ波ノ夜ル昼ウカレキテ道遠クシテウキメヲ見ルカナ

ト詠シテ、御前ニサシ置ケハ、判官聞食アラ面白ノ詠歌ヤ候、トリアへス義經返

哥セントテ、

ウキメヲバ藻塩ト共ニカキナガシ悦ビトナル鈴ノ御崎ハ

カク御詠吟ニテコシ方ノ憂カリシヲモ慰ミ玉ヒ、則チ権現へ賽典トシテ秘藏ノ此笛ヲ捧ラレ、文治三年以来六百四十余年當山ニ傳來スル所ノ宝笛也、

大納言利家様此笛を御説之上、御歌をそひられ、其の寫、

ほうくわん殿この笛をこのす々のやしろにさしけ給へる時、うきめをハもしほといもにかきなかしよろこひとなるすゝのみさきとなんよみてまつりたまへるよしきり侍りて

ありしよのそのあらしをきくからに袖さへぬれてねにそなかるゝ

利家

【現代語訳】

蝉折笛略縁起せみおれのふえりやくえんぎ

そもそもこの御笛の起源を尋ね奉ると、人皇七十四代鳥羽天皇の御代の天仁三

年(一一一〇)に、黄金千兩を宗(宋)の朝廷へお贈りになり、その返礼として

生きた蝉のような節がついた漢竹一節を贈られたので、大納言(源俊明か)

が僧正覚曹(覚宗)にお命じになって護摩壇の上に立て、七日間加持祈禱してお

作らせになった御笛である。並大抵の御遊(宮中で行われる管弦や歌の催し)で

は取り出すこともないのを、ある時高松中納言実平卿がこの御笛をお吹きにな

った際、普通の笛のように思い、うっかりして膝より下に置かれたところ、笛がその無礼を咎めたのだろうか、蟬の部分が折れてしまった。それから「蟬折」と名付けられたのである。その後高倉宮以仁王のお手に伝えられたが、治承四年（一一八〇）五月十五日に源三位頼政公の勧めにより、高倉宮の謀叛が明らかとなり、三井寺へ退却する際、慌てて重宝の数々を持っていくのを忘れて出発なさったところ、高倉宮の御侍（付き人）であった左兵衛尉長谷部信連がこの御笛等を持って高倉宮に追いつき、高倉宮にお渡ししたところ、高倉宮は格別にお喜びになり、「私が死んだらこの笛を棺に入れなさい」と信連に仰せになった。（しかし）やはり天下の重宝であるので、ご自身で伝えていかれるのを心細く思われて、泣く泣く（三井寺の）金堂の弥勒菩薩に奉納され、龍華の暁（弥勒菩薩がこの世に現れ如来となって法会を開く時）にめぐり合うためかと思われて、哀れであった。その後平家が手に入れたのを、源氏が世を統一した時に判官義経公の手に渡り、秘蔵なさっていた。ところが源頼朝・義経ご兄弟の仲が不和となり、義経公は源二位頼朝殿に追われて、吉野・高野での困難をくぐり抜けて北国へ落ちられ、弁慶が富樫をだまして安宅の関を越え、その夜は宮腰の佐奈武明神に夜通し参籠なさっていたところ、神社の人間が申すことには、越中には鳥見の七郎が七百騎を従えて待ち構えており、能登には子浦の小太郎が防御を構え、山伏を全く通さないというので、弁慶が浜辺へ下り、「舟はあるか」と尋ねると、鈴の三崎へ下る舟があり、これぞ天の助けと乗り込んで、その日のごろに須々の浦の沖合にて暴風に遭われ、須々権現へ祈禱なさっていわく、「南無や須々両社権現、今讒者（他の人をおとしめるために嘘をつく人）のために骨肉の兄に追放され、万里の波濤に漂白し、剩え今暴風に遭い、舳艫（船首と船尾）が覆ろうとしています。（須々権現を）敬って願わくば、須々権現が義経の忠

義からの願いをお聞き届けになり、この暴風を止ませて、義経および家来十余人の生命を繋がせてください」と、涙を流してひたすら祈られたところ、たちまち風波が静まり、船中の君臣（主君と臣下）十二人ははじめて安堵を覚えて、そのままこの浦に漕ぎ寄せなさった。広々とした砂原をさ迷い、高くそびえたつ岩をよじ登り、浦の景色をご覧になった時、弁慶がとある岩の間より巻貝にみるめ（海藻の一種）が付いたものを拾ったのを、御供の一人が

都より 波の夜る屋 うかれきて
道遠くして うきめを見るかな
（都から波間を夜も昼も漂ってきて、道が遠くて憂き目を見るものだなあ）と詠んで、御前に差し置くと、判官はお聞きになって、「おや面白い和歌だなあ、すぐに義経も返歌しよう」と言って、

うきめをば 藻塩と共に かきながし
悦びとなる 鈴の御崎は
（憂き目を藻塩とともにかきながして、悦びに変えてくれた、鈴の御崎は）
とこのように御詠吟されて、これまでの辛い出来事をも慰めなさり、そこで須々権現へ御礼として秘蔵のこの笛を奉納された。文治三年（一一八七）以来六百四十余年当山に伝来するところの宝笛である。

大納言利家様がこの笛をご覧になり、御歌を添えられた。その写し（は次の通りである）。

判官殿がこの笛をこのすすの社にお捧げになった時、「うきめをば もしほとともに かきなかし よろこひとなる すすのみさき」と詠んで奉納されたことを聞きました。

在りし世の そのあらましを 聞くからに
袖さへ濡れて 音にぞなかるる

利家

(かつての時代の出来事を聞くと、袖まで濡らしてその音に涙してしまふ)

〔41〕高島長兵衛等達状

〔時代〕五月十九日(年未詳)

〔翻刻〕

如三例年一當月御祈禱之御札、以二飛脚一被レ上レ之、則御奉行方御城代迄參申候、此段拙子共方可三申達一候旨、御奉行依レ仰如レ斯候、尚可レ得二後音之節一候、恐惶謹言、

高島長兵衛

五月十九日 (花押)

行山三左衛門

不居合

坪谷久右衛門

同

能州三崎

大宮殿

【現代語訳】

例年の通り今月のご祈禱の御札について、飛脚でお送りください。そうすれば御奉行より御城代まで届きます。このことを私どもよりお伝えするようにと、御奉行が仰せになったので、その通りお伝えします。お返事をお待ちしております。恐惶謹言

五月十九日 高島長兵衛(花押)

行山三左衛門 居合わせず

坪谷久右衛門 同じく

能州三崎大宮殿

〔42〕前田知好祈禱・湯立依頼状

〔時代〕(慶長十九年(二六一四)か)五月十一日

〔翻刻〕

尚々、委細の事戸田弥五左衛門可三申入一候、以上殿様御氣色悪御座候間、為二御祈禱一御湯立被レ成可レ給候、布施物八木拾俵遣レ之申候、弥御息災之様ニ御祈念頼入申候、謹言、

修理

五月十一日知好(花押)

三崎

神主中

【現代語訳】

殿様のお加減が悪くていらっしゃるので、御祈禱のため湯立をしてください。お布施として米十俵をお送りします。ますますご健康になられるように御祈念をお願ひします。謹言

五月十一日 前田知好(花押)

三崎神主へ

追伸、詳細は戸田弥五左衛門がお伝えします。以上。

〔43〕前田利家寄進状案

【時代】天正十四年（一五八六）二月十三日

【翻刻】

洲珠郡三崎金文高倉兩宮江田地五町令寄進一訖、永代不_レ可_レ有_二相違_一者也、仍如_レ件、

天正十四年

二月十三日利家（御判）

【現代語訳】

珠洲郡三崎金分・高座両宮へ田地五町を寄進（寄附・奉納）させ終わった。永代（永久）に相違が無いようにするものである。以上の通り記す。

天正十四年（一五八六）二月十三日 利家（御判）

〔44〕三輪吉宗書状

【時代】元和元々四年（一六一五〜一八）八月十日

【翻刻】

猶以_二此折帑_一此者_二御渡被_レ下度候、御印出候も、此折帑□参可_レ申候、御祈禱_二御念御入可_レ被_レ致候、金澤方書は御日付_二参候、御いそぎ被_レ成候て、御巻数いそぎもちて御出可_レ被_レ成候、謹言、

返々、御巻数延引_二御座候へは如何に御座候間、早々御いそぎ可_レ被_レ成候、態到啓申上候、仍御前様御座前御祈禱之儀_二付候て、安房守殿山城守殿方御状参候間、為_レ持為_レ参候、八木之儀ハ給米方相渡可_レ申候間、請取_二可_レ被_レ遣候、掛者へは、八木之御印之御状も参不_レ申候間、此御状為_レ持可_レ被_レ下候、八木之御印出申候共、御折帑は返遣可_レ申候、委細之儀、此者可_レ申候、恐惶謹言、

三輪藤兵衛

八月十日 吉宗（花押）
三崎

大宮様

人々御中

【現代語訳】

ご挨拶申し上げます。奥方様（前田利常の正室珠姫）のご出産前のご祈禱につきまして、本多安房守（政重）殿、横山山城守（長知）殿より書状が届きましたので、使者に持たせてお送りします。お供え物の米については、給米からお渡します。受け取りに来てください。掛者へは米の御印の書状も渡さないの、この書状を持って提出してください。米の御印が出されても、折紙（書状）は返送してください。詳細についてはこの者（使者）に聞いてください。恐惶謹言

八月十日 三輪藤兵衛吉宗（花押）

三崎大宮様人々御中

なお、この折紙をもつてこの者にお渡しいただきたく思います。御印が出されても、この折紙を…（判読不能）。ご祈禱に念を入れていただき、金沢よりの書は（例の）日付にしてお送りします。お急ぎになられて、巻数を急ぎもつてきてください。謹言

追伸、御巻数のお届けが延引すると良くないので、早々にお急ぎください。

〔45〕前田利常黒印状

【時代】寛永六年〜万治元年（一六二九〜五八）八月二十五日

【翻刻】

能州三崎神主、御札并鯉節持参、令_二怡悦_一之由、可_二申聞_一候也、

八月廿五日（黒印）

富田善左衛門

【現代語訳】

能登国三崎の神主が、御札と鯉節を持参してきた。大変喜んでいることを神主にお伝えするように。

八月二十五日（黒印）

富田善左衛門

【46】前田利長書状

【時代】慶長三十九年（一五九八）八月十一日

【翻刻】

「のかんぬしこされ、するめ・くわんじゆふた給候、はるくの所、よくこされ候よし候へく候、わさとまてに、百疋、かたひら壹つ、まいらせ候、かしく、

八月十一日

【現代語訳】

（三崎）の神主がいらつしやり、するめと巻数札をいただいた。遠路はるばるよくお越しになったことをお礼申し上げるように。少しばかりだが、銭百疋と帷一つを届けるように。かしく（かしこ）

八月十一日

【47】前田利長書状

【時代】慶長三十九年（一五九八）十月十六日

【翻刻】

のうしう三さきのかんぬし、こされ候て、かきつけのことくくれられ候、はるくの所、よくこされ候由申たく候、

かしく、

十月十六日

【現代語訳】

能州（能登国）三崎の神主がいらつしやり、書付の通りくださった。遠路はるばるよくお越しになったことを御礼申し上げたいです。かしく（かしこ）

十月十六日

【48】前田利光（利常）黒印状

【時代】慶長六年（寛永六年）（一六〇一）二月二十六日

【翻刻】

（前欠）町葉之書物紙拵被下、念を入差上、祝著候、謹言、二月廿六日 利光（黒印）

【現代語訳】

（前欠）書物（葉に関するものか）の紙を作り、心を込めていただいたこと、大変うれしく思います。謹言

二月二十六日 前田利光（黒印）

【49】祝詞

【時代】年未詳

【翻刻】 ※（ ）は朱筆部分

（今招禱）。諸。委曲。召。舍。榮。□

いまおきまつるもろくの大御神つばらに聞しめして御あらかのさかえまさむ
（事 瑞牆 欄言。刺 始。）

事之みづかきの久しき世くとほめたえ□さすたけの大宮をはじめ世々の

（大 将 軍。所知食。守 社。産 コ 至。）

おほいくさきみ此國しろしめす大すかき此やしろのうみの子にいたる迄

（洩 落 事無。○）此處を（△堅盤。令 護。○）

もれおちぬことなく（○）ときはにかきはにまもらしめ給候給ひと

（△常盤）

（神 主。恐 恐。日 申）

かうぬしらかしこみくまをしたまはくとまをす

【書き下し】

今招き禱る、諸の大御神、委曲に聞し召て、御舎の、榮え□む事、之瑞牆の久

しき世々と称言□。刺たけの大宮を始め、世々の、大將軍、此国所知食す、大

守此社の産の子に至る迄、洩落ぬ事無、此処を常盤に堅盤に令護給ひと、神主

ら、恐み恐み、日したまはくと申す

【50】高勝寺清透置文

【時代】 文明七年（一四七五）十月二十八日

【翻刻】

宮山の事、土居より内八町四方者、貴殿之せいはひにて候處ニ、去年之十月、寺
中より松の木三本切取之由、又今度遊佐・三宅より申越候者、薪ニしての木お一
本切取候之由、重々寺の罪科ニ候、於ニ以後ニても、又か様の無理可レ有レ之と存、
とくと申入置候、為ニ末代ニ注置也、

文明七年 未拾月廿八日

清透（花押）

宮司神主

猿女殿

【現代語訳】

宮山のこと、土居より内側の八町四方は、あなた（猿女殿）の権限の及ぶところ
であるのに、去年の十月に高勝寺の人間が松の木を三本切り取ったことについ
て、今回遊佐統秀・三宅忠俊が言ってきたことは、薪として木を一本切り取る
ことは重々高勝寺の罪であるので、これより以後はそのような無理があったこと
として、しっかりと注意をし、末代まで記し置く。

文明七年（一四七五） 未年十月二十八日

清透（花押）

宮司神主猿女殿

【51】前田利政書状

【時代】（慶長二）五年（一五九七）一六〇〇）か）八月五日

【翻刻】

此邊爲ニ見廻一代物三十疋到来、喜悦ニ候、猶三輪四郎兵衛可レ申候、恐々謹言、
八月五日 利政（花押）

三崎

大宮

【現代語訳】

このあたりの見廻りのための代金として錢三十疋が到着した、喜ばしく思う。な
お三輪四郎兵衛に（謝辞を）言付けておく。恐々謹言

八月五日 前田利政（花押）

三崎大宮

〔52〕西尾隼人書状

〔時代〕 十七世紀前期、一月二十三日

〔翻刻〕

御状令二拜見二候、鈴郡高倉神主卷数并鯉被指上候、以二御次一令二披露一、從レ是可
ニ申入二候、猶期三面上之時一候、恐惶謹言、

西尾隼人

正月廿三日（花押）

稲葉左近様

宮崎藏人様

〔現代語訳〕

礼状を拜見いたしました。珠洲郡高座宮の神主が巻数と鯉節を献上したとあります。御次の間にて披露させるので、このことをお伝えするように。お目にかか
つて直接申し上げます。恐惶謹言

正月廿三日 西尾隼人（花押）

稲葉左近様

宮崎藏人様

〔53〕横山康玄書状

〔時代〕（元和元年）寛永二十年（一六一五）四月三日 六月九日

〔翻刻〕

御状令拜見候、於三金文高倉ニ御前様御祈禱之御札守、別當御持参尤ニ存候、奥
内記殿申談指上申度伺出被レ成、御祝著由被ニ仰出二候、猶追而可ニ申達二候、
恐惶謹言、

横大膳亮

六月九日 康（花押）

石黒覚左衛門様

〔現代語訳〕

お手紙を拜見いたしました。金文宮・高倉宮に奥方様（加賀藩主の正室）のご祈
禱の御札守をお願いする件について、別当（高勝寺の代表者）がそれを持参さ
れるのはごもつともな事と思っております。奥内記殿の申された内容をお伝えしたい
のでおいでいただきたく、お喜びの由をお伝えいたします。なお、追って
通知する予定です。恐惶謹言

六月九日 横山大膳亮康玄（花押）

石黒覚左衛門様

〔54〕前田利好書状

〔時代〕 慶長十年（一六〇五）十月十一日

〔翻刻〕

尚以、國中在々心おち次第可レ有御進候、奉加帳之事、已來此方へも可レ有御
爲見二候、少も御油断有間敷候、以上
急度啓達候、仍三三崎 御兩宮 為ニ再興ニ諸國可レ有ニ御進ニ之旨、尤候、就レ其當
國之儀、書初候条、先我等為ニ本願人一、其外不レ依ニ一昏半錢一、心指次第可レ有
ニ御進二候、聊油断有間敷候、恐々謹言、

慶長拾年十月十一日 前田播磨守利好 (花押)
三崎大宮殿〔御宿所〕

【現代語訳】

すぐにお手紙をいたします、すなわち三崎の御両宮の再興のため、諸国で勧進(寄附集め)をしようとしていることについて、もつともなことです。そのことについて、能登国は(寄附人の名前等を記す奉加帳の)書き始めにあたるので、まず私たち(七尾城代)を本願人(発起人)にして、その他に人々の寄附が少額であつても、志次第ということで勧進してください。少しも手拔かりが無いように。恐々謹言。

慶長十年十月十一日 前田播磨守利好 (花押)
三崎大宮殿

なお、国中のあちこちで志次第で勧進をしてください。奉加帳については、これ以降見せてください。少しも手拔かりが無いように。以上。

〔55〕奥村易英・同栄明・横山康玄書状

【時代】元和元(五年) (二六一五) 一九年) 五月三十日

【翻刻】

御前様御産前之儀候条、以三吉日良辰一御産平安御息災御延命之御祈念被三執行一、御札可レ被三指上一候、為二御最花一米五石被レ遣候条、從二御算用場一可レ有二御請取一候、恐々謹言、

五月晦日 奥村因幡守栄 (花押)
横山大膳亮康 (花押)

奥村河内守栄明 (花押)
金文高倉神主

【現代語訳】

奥方様(前田利常の正室珠姫)のご出産前につき、吉日良辰(日がらの良い日)を選んで平安ご息災ご延命の祈念を行い、御札を献上するように。初穂(奉納品)として米五石を送る件については、御算用場より受け取りなさい。恐々謹言

五月三十日 奥村因幡守栄 (花押)

横山大膳亮康玄 (花押)
奥村河内守栄明 (花押)

金文高倉神主

〔56〕寺社奉行申渡状

【時代】享和二年 (一八〇二) 六月二十六日

【翻刻】

以上

御手前父大宮司、當四月病死ニ付、大宮司職社頭勤方、御手前令ニ相傳一候之間、跡職相續之儀相願候旨、致三遺書一置候、依レ之右願之趣、年寄中江相達候處、願之通可ニ申渡一由候之条、被レ得ニ其意一、社役等無ニ油断一可レ被ニ相務一候、以上、
壬戌

六月廿六日 中川清六郎 (朱印)

品川主殿 (黒印)
前田兵部 (朱印)

能州三崎
猿女中務殿

【現代語訳】

以上

そなたの父である大宮司が今年四月に病死したため、大宮司の職と神社での勤務をそなたが相伝（受け継ぐ）するので、家督相続を願ひ出る旨が（故大宮司の）遺書に記されている。これによって右の願ひの趣旨（要点、目的）を御年寄（加賀藩の重役）へお伝えしたところ、願ひの通り通達するようにとのことだったので、そのご意向を心得、神職の役目などを怠りなく務めるように。以上

壬戌（享和二年）六月二十六日 中川清六郎顕忠（朱印）

品川主殿景武（黒印）

前田兵部純孝（朱印）

能州三崎

猿女中務殿

〔57〕横山長知・本多政重書状

【時代】元和二年（正保二年）（一六一六〜四五）十二月二十六日

【翻刻】

御前様就三御座前、御祈禱可レ被ニ執行ニ旨被ニ仰出ニ候条、以ニ吉日良辰ニ御座平安御息災延命之御祈念専一候、則御最花之切手相調遣候間、御請取被レ下度候、恐惶謹言、

十二月廿六日 横山々城守長知（花押）

本多安房守政重（花押）

能州三崎

金文高倉

【現代語訳】

奥方様（藩主の正室）のご出産前につき、御祈禱を実施されるようにと藩主が仰っているので、吉日良辰（日からの良い日）を選んで出産の平安と御息災延命の御祈念に注力するように。初穂（お供え）の切手を用意して送るので、受け取ってもらいたい。恐惶謹言

十二月廿六日 横山々城守長知（花押）

本多安房守政重（花押）

能州三崎

金文高倉

〔58〕小谷重次郎・小谷図書書状

【時代】（十八世紀末〜十九世紀初頭か）四月三日

【翻刻】

貴翰致ニ拜見ニ候、弥御堅固之旨珍重存候、當地別条無レ之候、然者御賢父御死去ニ付御相續之儀、寺社御奉行中へ御願之處、大宮司号之儀、寺社御奉行中難被ニ心得ニ之段被ニ仰聞、則御家老中へも遂ニ披露ニ候處、先年御賢父御許状御願之節、大宮司与御許状ニも被レ下候儀故、其元大宮司と被ニ相名乗ニ候義、御國元於御奉行所差障之義無レ之候は、於ニ當地ニ少も差障義無レ之候間、随分右之趣ヲ以御願被レ成可レ然存候、恐々謹言、

小谷重次郎

四月三日 時□（花押）

小谷圖書

依病氣不可判候

猿女中務様

【現代語訳】

あなたのお手紙を拝見しました。ますますご健康であられるとのこと、大変喜ばしいです。こちらも特段変わりございませんので、ご賢父様(御父上様)のご逝去にともなうご相続の件について寺社奉行へお願いしたところ、大宮司号(大宮司を名乗ること)の件は寺社奉行では許可し難いと考えていることを聞かされたので、御家老にもご相談したところ、先年にご賢父様が御許状(神道裁許状)の発行をお願いされた際、大宮司と御許状にも記されていたので、あなたが大宮司と名乗られることは、御国元の御奉行所においても差し支えがございませんので、当地においても少しも差し支えがないため、右の趣旨をもってお願いされるとよろしいかと思えます。恐々謹言

四月三日 小谷重次郎時口(花押)

小谷図書 病気により花押を押せず

猿女中務様

【59】 品川左門ら申渡状

【時代】 万延二年(一八六一) 二月

【翻刻】

以上

三崎大宮司儀去十二月致三病死候處、せかれ若千代義、當年五歳罷成、社役勤兼候ニ付、御手前致ニ養子ニ、娘与嫁合、若千代義嫡子相立申度由致ニ遺書ニ置候、(紙継裏に品川左門の黒印)

依レ之右願之趣、年寄中江相達候處、願之通可ニ申渡旨ニ候条、被レ得ニ其意ニ、社役等無ニ油断ニ可レ被ニ相勤ニ候、以上、

辛酉

二月 品川左門(黒印)

織田左近(黒印)

成瀬内蔵助(黒印)

猿女範三殿

【現代語訳】

以上。

三崎大宮司のことについて、去年十二月に病死したが、息子の若千代は今年五歳であり、大宮司の役目を果たすことができないため、そなたの養子とし、そなたの娘を嫁にして、若千代を嫡子に立てたいということが(故大宮司の)遺書に記されている。

(紙継部分裏面に品川左門の黒印)

これによって右の願いの趣旨を年寄(加賀藩の重役)たちへ伝達したところ、願いの通り通達するようにとのことだったので、そのご意向を心得、神職の役目などを怠りなく務めるように。以上。

万延二年(一八六一) 辛酉二月 品川左門(黒印)

織田左近(黒印)

成瀬内蔵助(黒印)

猿女範三殿

【60】 松平玄蕃申付状

【時代】 弘化五年(一八四八) 二月十日

【翻刻】

以上

三崎金分社正遷宮致ニ執行ニ候ニ付、當三月廿二日方同廿六日迄、日数五日之間、慶賀神事致ニ執行ニ度旨書付、年寄中江も相達候之条、右日数令ニ執行ニ、朝六時方門をひらき、晚七半時仕廻、夜中ハ參詣人可レ為ニ無用ニ候、尤諸事作法宜、火之用心堅可レ被ニ申付ニ候、以上、

戊申

二月十日松平玄蕃源康永(黒印)

三崎

高勝寺

同

大宮司

【現代語訳】

以上。

三崎金分社の正遷宮を執り行うことに伴い、今年三月二十二日から同二十六日までの五日間、慶賀の神事を執行したい旨の申請は、年寄(加賀藩の重役)たちへも伝達するので、右の期間実施し、朝は六時(日の出前、今の六時頃)から門を開き、晩は七半時(日の入り前、今の十七時頃)で終いをつけて、夜中は参詣人を入れないように。ただし諸事の作法をきちんとして、火の用心を厳しく申し付けるように。以上。

つちのえさる

戊申(弘化五年)二月十日

松平玄蕃源康永(黒印)

みささしろうしようじ

三崎高勝寺

だいぐうじ

同大宮司

【61】前田利好書状案 ※〔54〕前田利好書状の案文(写し)。

【時代】慶長十年(一六〇五)十月十一日

【翻刻】

尚以、國中在々心おち次第可レ有ニ御進候ニ、奉加帳之事、已來此方へ少可レ有ニ御為見ニ候、少も御油断有間敷候、以上、

急度啓達候、仍三崎兩宮末社ニ為ニ再興ニ諸國可レ有ニ勸進ニ之旨、尤候、就レ其當國之儀、書初候条、先我等為ニ本願人ニ、其外不ニ依ニ昏半錢ニ、心指次第可レ有ニ御進ニ候、聊油断有間敷候、恐々謹言、

前田播磨守

慶長拾年

十月十一日

三崎

大宮殿

【62】葛巻蔵人・岡島市兵衛触状

【時代】慶安元年〜承応三年(一六四八〜五四)四月二十七日

【翻刻】

「」

西養寺

奥院

能州

高勝寺

神主大宮

今度犬千代様就ニ御庖瘡御祈禱執行ニ、御札當御城へ被ニ指上ニ候面々書記、今般民部殿迄指上申處ニ、入ニ御披見ニ御機嫌ニ被ニ思召ニ候旨、民部殿方申來候条、右之

通可レ被_二仰觸_一一候、恐惶謹言、

葛卷藏人

四月廿七日 (花押)

岡嶋市兵衛

(花押)

西養寺

御房中

【現代語訳】

「 ー 」

西養寺

奥院

能州

高勝寺

神主大宮

今回犬千代様(前田綱紀)が疱瘡(天然痘)に罹られた件について、ご祈禱を
行い御札をこの城へ献上した面々を書き記し、この度民部殿へ提出したところ、(犬
千代様が)御覧になりご機嫌にお思ひになったことを民部殿よりお伝えいた
たので、以上の通り各寺社へ伝達するように。恐惶謹言

四月廿七日 葛卷藏人(花押)

岡嶋市兵衛(花押)

西養寺

御房中

【63】能州三崎両社権現由緒之事

【時代】延宝二年(一六七四)八月三日

【翻刻】

能州三崎両社権現由緒之事

一、高座宮者天照太神皇孫天津彦々火瓊々杵尊也、本朝開闢地神第三之聖皇也、
本地金剛界大日尊也、

一、金分明神者大山祇神之女木華開耶姫也、本地不動明王御垂迹也、爲_二天照太
神勅_一葦原國東北鬼門守護神瓊々杵尊降_二御珠_一以鎮_二此地_一、故号_二珠洲郡_一、
抑珠洲権現者、日本一州四角一点之守護神、別而東北鬼門堅防魔王鬼神軍陳
守護大権現、

一、當社檢_二最初建立星霜舊記_一

初度 仁皇十代崇神天皇御宇、御飛朝草創也、

再興次第

二度 仁皇三十代欽明天皇御宇貴樂二年(辛酉)草創、

三度 仁皇四十四代元正天皇御宇養老元年丁巳、

四度 仁皇六十六代後冷泉院御宇康平四年辛丑、

五度 仁皇九十三代後二条院御宇徳治元年丙午、

一、永正十八年(庚辰)藤原朝臣濱口与三郎勝重講堂再興、

一、元龜二年十二月晦日 高座宮焰燒、此砌堂社佛閣共_二比叡山滅亡ノ時分_一、三
崎寺社_モ及_二退轉_一候、

一、天正十二年從 大納言利家様三十俵御_二寄_一進高勝寺_江、

一、天正十四年從 大納言利家様田地五町永代無_二相違_一之御判被_二爲_下、三十
俵之御寄進唯今ハ不_レ被_二爲_下一候、

一、慶長十九年從_二筑前守利光様_一高座宮御建立則御願狀

一、寛永十年從_二中納言利常様_一高座宮内作事被_レ爲_レ成候、

一、寛永十一年從_二中納言利常様_一金分宮御建立、

一、寛永十六年從_二中納言利常様_一觀音堂御建立、

一、寛文貳年從_二加賀守綱利様_一講堂御建立、諸堂社上尊修理被_レ爲_二仰付_一候、

- 一、講堂本尊胎大日在_レ之、丈余行基御作ト申傳候、併尊像及ニ破失一候、故愚僧令ニ相續ニ薄佛彩色仕候、
 - 一、十王堂・山王社并五重之石塔、是等者愚僧再興仕候、
 - 一、高勝寺元祖釋良澄上人高座宮寶前右手脇石塔、
 - 一、文治二年運慶大法師佛像建刻、諸堂社奉ニ安置一之諸事雖ニ繁多一略〇
 - 一、山号〇高座山、寺号ハ高勝寺、坊号ハ増長坊、院号妙成就院、
- 右之趣如_レ斯御座候矣、

能州三崎

延寶二年八月三日

高勝寺良恵（花押・黒印）

水原左京殿

笹原織部殿

【現代語訳】

能登国三崎両社権現の由緒（いわれ、来歴）について

- 一、高座宮は、天照太神の孫である天津彦々火瓊々杵尊である。
- 一、日本が開闢してより三柱目の地神であり、本地仏は金剛界大日如来である。
- 一、金分明神は大山祇神の娘、木華開耶姫で、本地仏を不動明王とする垂迹神である。

天照太神の 勅により日本国の東北鬼門の守護神として、瓊々杵尊は御珠に降り、この地に鎮まった。これにより（この地を）珠洲郡という。

そもそも珠洲権現は、日本全体の四角一点の守護神で、特に東北鬼門の魔王鬼神を堅く防ぎ、軍を率いて守護する大権現である。

- 一、当社の最初の建立からの星霜旧記（古くからの記録）を調べると、
- 初度 仁皇十代崇神天皇の御宇（治世）、御飛朝に草創。

再興の次第

- 二度 仁皇三十代欽明天皇の御宇、貴樂二年辛酉に草創。

三度 仁皇四十四代元正天皇の御宇、養老元年（七二七）丁巳。

四度 仁皇六十六代後冷泉院の御宇、康平四年（一〇六一）辛丑。

五度 仁皇九十三代後二条院の御宇、徳治元年（一三〇六）丙午。

一、永正十八年（一五二二）庚辰、藤原朝臣浜口与三郎勝重が講堂を再興。

一、元龜二年（一五七二）十二月晦日（三十日）、高座宮が火災に遭う。この時神社・寺の建物はともに、比叡山の滅亡と時を同じくし、三崎の社寺も衰退してしまふ。

一、天正十二年（一五八四）、大納言前田利家様より三十俵が高勝寺へ寄進（寄附・奉納）される。

一、天正十四年、大納言前田利家様より田地五町の領地を永代（永遠）に認める

捺印入りの文書をいただく。三十俵の御寄進は（田地五町と改められたので）

現在行われていない。

一、慶長十九年（一六一四）、筑前守前田利光（利常）様より高座宮建立、御願

状あり。

一、寛永十年（一六三三）、中納言利常様により高座宮内の作事（建築工事）が

なされる。

一、寛永十一年、中納言利常様により金分宮が御建立される。

一、寛永十六年、中納言利常様により観音堂が御建立される。

一、寛文二年（一六六二）、加賀守綱利様から講堂の御建立と、諸堂社の上葺（屋根の葺き替え）修理を仰せつけられる。

一、講堂の本尊として胎藏界大日如来を安置する。高さは一丈あまり、行基の

御作と伝わっているが、この仏像は破損してしまつた。このため私が受け継

いで金箔をおし、彩色をほどこした。

一、十王堂、山王社ならびに五重石塔は、私が再興いたした。

一、高勝寺の元祖である釈良澄上人は高座宮の社殿前の右手脇の石塔（に眠っている）。

一、文治二年（一一八六）に運慶大法師が仏像を制作し、諸堂社に安置奉った

ことについては記すべきことが多くあるが、ここでは省略する。

一、山号は高座山、寺号は高勝寺、坊号は増長坊、院号は妙成就院。

右の趣旨は以上の通りでございます。

能州三崎

延宝二年（一六七四）八月三日 高勝寺良恵（花押および黒印）

永原左京殿

笹原織部殿

〔64〕 神道裁許状 明和二年三月七日

【時代】 明和二年（一七六五）三月七日

【翻刻】

能登國珠洲郡須々神社高座金分両社大宮司猿女君友継、着二風折烏帽子狩衣一任二先例一可レ專ニ神役一者、神道裁許之状如レ件、

明和二年三月七日

神祇管領長上從二位下部朝臣兼雄（朱印）

【現代語訳】

能登國珠洲郡須々神社の高座・金分両社の大宮司猿女君友継について、風折烏帽子と狩衣を着て、先例の通り神職の役目を全うするようにとのこと。神道裁許の状は以上の通りである。

明和二年（一七六五）三月七日

神祇管領長上從二位下部朝臣兼雄（朱印）

〔65〕 後桜町天皇口宣案 明和二年三月八日

【時代】 明和二年（一七六五）三月八日

【翻刻】

上卿別当

明和二年三月八日 宣旨

猿女君友継

宣レ叙ニ從五位下一

奉

藏人左中辨藤原伊光

（端裏） 口 宣案

【現代語訳】

上卿別当

明和二年（一七六五）三月八日 宣旨

猿女君友継

從五位下に叙すことを宣す

藏人左中弁藤原伊光 奉る

（端裏） 口宣案

〔66〕後桜町天皇口宣案 明和二年三月八日

【時代】明和二年（一七六五）三月八日

【翻刻】

上卿別当

明和二年三月八日 宣旨

従五位下猿女君友継

宣レ補二大宮司一

奉

藏人左中辨藤原伊光

（端裏）口 宣案

【現代語訳】

上卿別当

明和二年（一七六五）三月八日 宣旨

従五位下猿女君友継

大宮司に補任することを宣す

藏人左中弁藤原伊光 奉る

（端裏）口宣案

〔67〕官位添状 明和二年三月十日

【時代】明和二年（一七六五）三月十日

【翻刻】

能登國珠洲郡須々神社大宮司故友胤男友継今度大宮司従五位下勅許冥加之至也、彌國家安全之御祈禱可レ抽二精誠一者、神道啓状如レ件、

明和二年三月十日

神祇管領長上従二位下部朝臣（花押）兼雄

【現代語訳】

能登國珠洲郡須須神社の故大宮司友胤の息子友継について、この度大宮司従五位下を賜ったのは神仏のご加護の至りである。ますます国家安全のご祈禱に尽力するようにとのこと。神道啓状は以上の通りである。

明和二年（一七六五）三月十日

神祇管領長上従二位下部朝臣（花押）兼雄